

## 舞鶴市通学路安全推進会議設置要綱

### (設置)

第 1 条 舞鶴市立学校における通学路及び未就学児の日常的に集団で移動する経路の交通安全を推進するため、舞鶴市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)通学路等とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に定める道路及びその他の道路のうち、舞鶴市の小・中学校に就学する児童等が通学のため通常使用する経路で、校長が指定した道路及びその区間並びに未就学児が日常的に集団で移動する経路をいう。
- (2)未就学児とは、舞鶴市内の認定こども園、保育所、幼稚園等に通園、通所する者のことをいう。
- (3)児童等とは、舞鶴市の小学校、中学校に就学する者のことをいう。
- (4)通学路交通安全プログラムとは、通学路等の交通安全対策を計画的かつ継続的に実施し、児童等が安心して通学できる環境を確保するための基本的方針をいう。

### (所掌事務)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)舞鶴市通学路交通安全プログラムの作成及び推進に関すること。
- (2)通学路等の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3)通学路等の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関すること。
- (4)その他通学路等の安全確保に必要な事項に関すること。

### (構成員)

第 4 条 推進会議の委員は、下記に掲げる協力機関で組織する。

- (1) 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
- (2) 京都府中丹東土木事務所
- (3) 京都府舞鶴警察署
- (4) 舞鶴市教育委員会教育振興部学校教育課
- (5) 舞鶴市健康・こども部乳幼児教育推進課
- (6) 京都府中丹東保健所
- (7) 舞鶴市建設部土木課
- (8) 舞鶴市交通対策協議会

- (9) 舞鶴市小学校長会
- (10) 舞鶴市中学校長会
- (11) その他推進会議が特に必要と認めた者

(役員)

第 5 条 推進会議には、議長 1 名を置く。

- 2 議長は、舞鶴市教育委員会学校教育課長をもってこれにあてる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

(推進会議)

第 6 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 推進会議は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、舞鶴市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する